

介護職員処遇改善実績報告書(平成元年度)

石川県知事 谷本 正憲 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイカホクジソアイトイ 社会福祉法人相生会										
主たる事務所の所在地	〒	929-1177 石川県かほく市白尾タ220番地										
	電話番号	076-283-5075				FAX番号	076-283-5076					
事業所等の名称	フリガナ 名称						提供するサービス					
事業所の所在地	〒	都・道 府・県										
	電話番号					FAX番号						

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)										
②	賃金改善実施期間	平成・令和31年4月～令和2年3月 ※どちらかに○を付けること										
③	平成31年度分介護職員処遇改善加算総額											40,877,340円
④	賃金改善所要額(i-ii)											円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額											円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額											円
加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合												
⑤	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算(Ⅰ)による算定額から加算(Ⅱ)による算定額を差し引いた額)											11,248,673円
⑥	賃金改善所要額(iii-iv)											18,718,517円
	iii) 加算(Ⅰ)の算定により賃金改善を行った賃金の総額											212,295,832円
	iv) 初めて加算(Ⅰ)を取得する月の前年度の賃金の総額											193,577,315円
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	採用時、基本給に15千円の改善、定期昇給平均3,500円を改善、夜勤手当を、1回あたり2千円改善し更に5百を改善、準夜勤手当を1回当たり5百円から更に3百円改善、非正規職員に業務手当を1千円を改善										

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④i)及び⑥iii)については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ii)、⑥iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
 - ・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
 - ・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年7月31日 (法人名) 社会福祉法人相生会

(代表者名) 理事長 谷崎 敏雄 印